

第十六回国 参議院厚生委員会會議録第二十八号

昭和二十八年八月五日(水曜日)午前十時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 豊潤君
常岡 一郎君

委員

榊原 亨君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
横山 フク君
湯山 勇君
山下 義信君
有馬 英二君

政府委員

厚生省保険局長 久下 勝次君
事務副局

常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 会専門員

本日の会議に付した事件
○日雇労働者健康保険法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(堂森芳夫君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

先ず日雇労働者健康保険法案を議題といたしまして御質疑を願います。

○山下義信君 二、三の点を伺いたいと思うのですが、第一点はこの保険料の問題なんです。局長の御説明によりますと、この保険料の額というものは

健康保険と比べてみて健康保険よりは高くないようにしてあるのだということなんです。先ずこの保険料額の決定についてどういふ計算でどういふ保険料にきめられましたか、又他の保険料と比較して健康保険の保険料額と比較してどういふ点について御説明願いたいと思います。

○政府委員(久下勝次君) この制度を考えます際にいろいろな事は前提をきめて、何を先にきめてかかるかということが問題であつたのでございまして、つまり具体的に申し上げますと、給付の面を先に考えて行くかどうかというふうなことになるのでございまして、私どもとしては日雇労働者の生活の事情、或いは給付の実態などを考えまして、日雇労働者に対して不当に重い負担をかけないようにしたいというのが先ず第一の前提として考えたのでございまして、それが具体的に保険料をどうするかという点になつたのでございまして、保険料を考えます場合に先ず前提におきまして考え方は、健康保険の被保険者の負担をしております料率以上の負担を要求することはいたさないようにしたいという考えでやつたのであります。具体的に申し上げますと、御案内の通り健康保険の場合には十分の三十が被保険者の負担になつておりますが、一方日雇労働者の賃金の実態は私どもが調査いたしましたところでは、日額平均二百五十円乃至六十円、この辺多少あまい点があ

るのでございしますが、その程度になるものと考へて、二百六十円といたしますと、丁度十五円八十銭になりまして、二百五十円ですと丁度十五円になりますけれども、これは失礼いたしました。二百五十円として十分の三十としての計算でございまして、さういふふうになりまして、二百六十円というものが大体低額所得者を除きましては二百六十円と見ていいであらうというのであります。それでその十分の三十に当る八円弱でございまして、これを八円とすることが、これを限度として保険料をきめたのでございまして、これを基礎として給付の面、或いは国庫補助の面というふうなことをその次に計算をいたしましたような実情であります。

○山下義信君 そうしますと、結局今の御答弁によりまして、十分の三十と大体同じように考へて、二百六十円に十分の三十かけたもので四拾五入、いくらか低いほうをとつて八円、こういうことにきめられてゐる、こういうこととでありますか。

○政府委員(久下勝次君) さようでございまして。

○山下義信君 そうすると大体において健康保険と同じ料金ということになるのですね。高くないけれども大体同じだ、そういう渡し方になる。非常な簡単な割出し方をされたわけですね、この料金を。

○政府委員(久下勝次君) 簡単といへば極めて簡単でございまして、ただ問題

は日雇労働者を平均でとりました点に多少問題があるかと思ひます。一率に八円というものは、例えば二百円の日額の人にとつては比較的重くなる。その代り東京あたりの日雇労働者は二百九十円くらいに最近なつてゐる、さういふものにとつては十分の三十以下になつてゐる、さういふことになりまして、私どもとしては平均をとりまして、この程度であれば健康保険と比較して無理がないだらうというふうに考へたのであります。

○山下義信君 それは二百九十円もあるでしょうが、二百四十円もあるわけですが、私は八円ということが、もとより保険料額ですから腰だめでやる余地はないのですが、やはり日雇労働者の一応の保険数値でさういふ料額を割出されたのかと思つたのですが、この点から見ればどうなんでしょうか、この料額では。

○政府委員(久下勝次君) これは最初にも申し上げましたように、保険として考へて行きます場合に、給付面を先に考へる、つまり支出の面を先に考へて職入を押えて行くという行き方もあると思ひます。おつしやる意味の保険数値というものは、むしろさういふ健康保険制度から申しますと支出の面に重点を置いて職入のほうを凶つて行くという道をとるのが、私どもとしては本来であると思ひます。先ほど申しましたように、少くとも健康保険

並みの給付をいたしますためには、現在この法案で予定されておられるような保険料以上はるかにこれを高額のものをとりまして、或いは不足の部分を国庫の補助で賄うという二途以外に現在のところ考へられないわけでございます。そこで結局給付も健康保険と同じように或いはこれを考へるということもこの日雇労働者の実情から申しますと無理な点がある、さういふふうな考へ方だん／＼なつて参りまして、結局それや一体負担ほどの程度にしたらいかというので、健康保険の料率並みにしようとして、先ずそのほうで枠を嵌めてみたのでございまして、その結果整理の点と申しますか、その給付面におきましては三カ月の給付期間の制限でありますとか、或いは傷病手当金その他の給付をやめますとかいふふうな給付制限をせざるを得なかつたというのが実情でございまして、本来の意味における、健康保険なんかで考へておりますような意味の保険数値というものは全面的にはこの制度の中には取入れられなかつたわけでございます。くだいようで恐縮でございますが、結局職入面に一つの大きな制約がありますために、普通の健康保険で考へられておりますような数値をそのまま取入れて行くことができないというふうな結果になりましたのでございまして。

○山下義信君 保険料額が大体健康保険の料率から割出してさういふ料額にされたという事はわかつたのです

が、従つてこの日雇労働者健康保険そのものの保険費率を割出した料率でないといふこともわかつたのです。従つてそういうことについての歳入面の不足が実際に足りたりしたものをつかめないし、そういう一つの方式を合理的に出して見たところで一つの予想の數理になるかも知れませんが、私は結局これは周知のごとくこの保険料率が高いといふのです。関係者も高いといつて非難する、高いといふことは結局給付の内容が非常に低いので、落ちてい

○政府委員(久下勝次君) その点に

きましても私もいたしては問題はその料率で考えましたのでありますから、健康保険と比較いたしますと、健康保険の被保険者の中にも御承知のように低額な所得者が相当ございます。二千円、三千円というものが相当あるものでございませう。そういう人達もやはり現在法律に基きまして政府管掌の場合には千分の三十の被保険者負担分を負担しているわけでございませう。従いまして日雇労働者につきましても料率を同じくするということでありませう。ば、私としてはそういう無理な負担ではないと考へていましてございませう。勿論先日も日雇労働者が多数全国から集まりまして、私どもに対して強この保険料は高いといふことを申出ておりました。ただ保険料を下げれば又更にこの狭い給付制限を又狭くしなければならぬといふようなことにもなりませんものでありますから、この程度のこと

しておることでありませうので、なんとか忍んで頂きたいと考へている次第でございます。○山下義信君 ちよつと私のお尋ねしたのは違ふのです。この料率が千分の三十とございませうたら、その所得の多い少ないによつて負担の輕重といふことを言つていられるじやないのです。千分の三十とございませうたらそれが所得の一万円であるものに課するものも、それから三千円か二千円か局長の言われたように低額所得に課しても、それは一つの負担の不公平ではない、高い安いでないのです。私の言つては同じ千分の三十をとつて健康保険があつて給付内容を持つていて、そうして同じような料率を日雇労働者のほうに取つておつて、給付内容が非常に劣つておつて、給付内容が非常に劣つておるのに比べると、つまりこちらは品物が悪いのです。品物が悪くて同じ代金を払ふといふのは高いのじやないかといふことを言つていられるのです。その点はお認めになりますか。

○政府委員(久下勝次君) その点はお

つしやる通りです。私の申し上げたも悪かつたのであります。健康保険の場合には低額所得者もおりますが、高額所得者の場合が非常にたくさんありまして、現在政府管掌でも九千円を超えた平均標準報酬になつております。その結果あれだけの給付ができるのでございませう。日雇の場合には平均してせいふ、四、五千円でありませうので、結局五十万の被保険者を対象とした場合に給付内容は劣るの止むを得ないのであります。それはこの範囲において止むを得ないのであります。おつしやる通り全般的な立場から

申しますと、私もこれでいいものとは考へておらないのであります。○山下義信君 この料率が給付の内容と比較して必ずしも妥当であると思つておいでならぬのでしたらそれでいいのです。将来これは検討してもらひなればならぬと思つておつてもらひたいのです。検討しおつてもよいと思つておつて、例えば今例にとつて示された日額二百五十円の日雇労働者の政府の提出した資料のごとく大体男子の場合において二十日間就労するというと月額五千円になる、五千円の月収の標準報酬と仮りに仮定して、そしてこの八円というものを割出して幾らになるか、それが健康保険の五千円の場合には幾ら出ているといふことを比較して、一方料金の比較の表を作つて見て、それから片方、健康保険のほうであつただけの給付に要する費用が幾らかかつて、その中で傷病手当であるとか、或いは分娩費であるとか、分娩手当であるとか、被保険者本人の給付についても費用をこちらの保険内容と比べて見て、そしてこちらの保険内容が一体健康保険の給付内容のおよそ何割をこちらのほうに給付内容としていられるかといふことを双方比べてみる、数字で比べてみると、こちらの一律八円という保険料が一日二百五十円といふ日当の日雇労働者にとつて、この給付を受けるという場合、同じような月額五千円の標準報酬で保険料を課せられる健康保険の被保険者がある健康保険の給付を受けるという場合の利益です、それと比べて見ると、数字でびた

つと日雇労働者の保険料が高いとい

ことがはつきり出て来るのです。私も計算して見たのですが、出て来るのです。これは当局も今必ずしも妥当とは思つていないといふことでもあります。将来これはどうして時期が来たら御検討願ひたい。それから第二は、第九條の受給要件です。私どもの質問も、もう世間で指摘している点を申上げるので、別に変わった質問を申上げるわけじやない、同じところを申上げるわけなんです。この受給要件も、これは苛酷じやないかと世間で言つていられる通りなんです。これは昨日の局長の御説明では、失業保険の資格要件と同じ例をとつたと言われるのですが、私のほうで聞いて見なければならぬのは、どういふわけで日雇労働者の失業保険の受給資格の要件とこの健康保険の受給資格の要件とをどうして同じようにせなければならぬかといふ理由、それでどういふ質問をどうして大變むずかしくなつたから、私はそういう質問をしない、これは少し酷じやないか、日雇労働者に全二ヵ月通算して二十八日分の保険料を納めるというところは少し酷ではないか、腰溜りの点を申上げてみたいと思つていまして、本當に少し酷じやないかと思つていまして、私の質問の要旨が、若し失業保険と同じような要件をとつたのだとおつしやつても、それは少し考へ方がどうかと思つていまして、それでこれは少し酷じやないかと考へておつていまして、どうでしょうか。

○政府委員(久下勝次君) 非常に実はむずかしいのでございまして、一日でも保険料を納めたら、すぐに受給要件

が出るのだといふ立て方をすること考へられないわけじやございませぬ。併しながら、一日でも保険料を納めたものに、すぐ受給資格を与えるということになりませうと、結局は保険料を非常に高くしなければならぬ。少くとも健康保険の被保険者のように長く勤続するといふことが最初から予定されておつて人々と違ひまして、日々の契約によつて雇われることが建前の入々でありますから、それだけの理論で申しますと、実は保険料の受給の面からいいますと、一日だけで受給資格を与えたいといふことは、保険の財政の面から申しまして非常に大きな負担になると思つていまして、あるからこそ、又失業保険におきましても一定の受給要件を付けて資格の制限をしていられるのだと考へませう。

○政府委員(久下勝次君) 非常に実はむずかしいのでございまして、一日でも保険料を納めたら、すぐに受給要件

○政府委員(久下勝次君) 非常に実はむずかしいのでございまして、一日でも保険料を納めたら、すぐに受給要件

と言えは酷でございませう、その辺のところは私どもまだもう少し実施の結果によつて考えて行かなければならないものと考えております。これにこだわつて将来いつまでも固執するといふ考えで作つたものではございませ

ん。
○委員長(豊藤芳夫君) 山下委員に申上げますが、只今本会議が始まりますので、議長命令を以て本会議中休憩という申出がございましたので、休憩いたします。

午前十時五十七分休憩

〔休憩後開会に至りなかつた〕

昭和二十八年九月十九日印刷

昭和二十八年九月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局